

事 務 連 絡
令和 7 年 2 月 10 日

各 検疫所 御中

健康・生活衛生局食品監視安全課

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第 13 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

今般、標記について、消費者庁次長から、別添のとおり各都道府県知事等宛
てに通知されましたので送付いたします。

関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計
らいをお願いします。

消食基第83号
令和7年2月10日

厚生労働省健康・生活衛生局
食品監視安全課長 殿

消費者庁食品衛生基準審査課長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第24号）
及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令和
7年内閣府告示第25号）が本日告示され、その内容等について別添のとおり各都
道府県知事等宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、関係者への周
知等をお願いします。

消 食 基 第 7 0 号
令 和 7 年 2 月 1 0 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消 費 者 庁 次 長
(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示及び
食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが
明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第24号）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示（令和7年内閣府告示第25号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）及び食品衛生法第13条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）がそれぞれ改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

記

第1 改正の概要

1 規格基準告示関係

以下の品目について、食品中の残留基準値を設定又は改正したこと（別紙参照）。

農薬キノフメリン、農薬シフルメトフェン、動物用医薬品及び飼料添加物スルファキノキサリン、動物用医薬品スルファクロルピリダジン、動物用医薬品スルファジアジン、動物用医薬品スルファジミジン、動物用医薬品スル

ファジメトキシシ、動物用医薬品スルファドキシシ、動物用医薬品スルファメトキサゾール、動物用医薬品スルファモイルダブソン、動物用医薬品スルファモノメトキシシ、動物用医薬品スルフィソゾール、動物用医薬品タイロシシ、農薬ピリベンカルブ、農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン並びに農薬フロメトキン

2 対象外物質告示関係

農薬発芽スイートルーピン抽出たんぱく質を人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）に追加したこと。

第2 施行期日

1 改正後の残留基準値の適用について

告示の日（令和7年2月10日）から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日（令和8年2月10日）から適用すること。

<告示の日から起算して1年を経過した日から残留基準値を適用する食品>

農薬等	食品
シフルメトフェン	なす、みかん（外果皮を含む。）、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、おうとう（チェリーを含む。）及びその他のスパイス
ピリベンカルブ	大豆、なつみかんの果実全体、グレープフルーツ、日本なし、西洋なし及びもも（果皮及び種子を含む。）
フェニトロチオン	とうもろこし、えんどう、ばれいしょ、かんしょ、西洋わさび、ごぼう、その他のきく科野菜、なす、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、ほうれんそう、未成熟えんどう、みかん、みかん（外果皮を含む。）、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、その他のかんきつ類果実、その他のかんきつ類果実（ぼんかんに限る。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、おうとう（チェリーを含む。）、ぶどう、かき及びくり
フロメトキン	レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）及びライム

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用さ

れる農薬等のうち、残留の規制対象を変更することとしているもの（「第3運用上の注意」1参照）については、規制対象の変更についても同日から適用すること。

- 3 対象外物質告示関係
告示の日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

(1) 別紙のうち残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01 ppm）を適用すること。ただし、スルファキノキサリン、スルファクロルピリダジン、スルファジアジン、スルファジミジン、スルファジメトキシシ、スルファドキシシ、スルファメトキサゾール、スルファモイルダプソン、スルファモノメトキシシ、スルフィソゾール及びタイロシンは、規格基準告示の「第1 食品の部A 食品一般の成分規格」の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品に含有されるものであってはならないこと。

(2) 今回残留基準値を設定する「キノフメリン」の規制対象は、キノフメリンのみとすること。

なお、今回新たに規格基準告示に残留基準値を設定するものであること。

(3) 今回残留基準値を設定する「シフルメトフェン」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはシフルメトフェンのみとし、畜産物にあつてはシフルメトフェン及び代謝物B-1【 α, α, α -トリフルオロ- σ -トルイル酸】とする。ただし、代謝物B-1はシフルメトフェンの濃度に換算すること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(4) 今回残留基準値を設定する「スルファキノキサリン」の規制対象は、スルファキノキサリンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(5) 今回残留基準値を設定する「スルファクロルピリダジン」の規制対象は、スルファクロルピリダジンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

(6) 今回残留基準値を設定する「スルファジアジン」の規制対象は、スルファジアジンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

- (7) 今回残留基準値を設定する「スルファジミジン」の規制対象は、スルファジミジンのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (8) 今回残留基準値を設定する「スルファジメトキシシン」の規制対象は、スルファジメトキシシンのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (9) 今回残留基準値を設定する「スルファドキシシン」の規制対象は、スルファドキシシンのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (10) 今回残留基準値を設定する「スルファメトキサゾール」の規制対象は、スルファメトキサゾールのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 今回残留基準値を設定する「スルファモイルダブソン」の規制対象は、スルファモイルダブソンのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12) 今回残留基準値を設定する「スルファモノメトキシシン」の規制対象は、スルファモノメトキシシンのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (13) 今回残留基準値を設定する「スルフィソゾール」の規制対象は、スルフィソゾールのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (14) 今回残留基準値を設定する「タイロシン」の規制対象は、畜産物にあつてはタイロシンAのみとし、はちみつにあつてはタイロシンA及びタイロシンBとする。ただし、タイロシンBはタイロシンAの濃度に換算すること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (15) 今回残留基準値を設定する「ピリベンカルブ」の規制対象は、農産物及びはちみつにあつてはピリベンカルブ及び代謝物B【メチル[2-クロロ-5-[(Z)-1-(6-メチル-2-ピリジルメトキシイミノ)エチル]ベンジル]カルバメート】とし、畜産物及び魚介類にあつてはピリベンカルブのみとする。ただし、代謝物Bはピリベンカルブの濃度に換算すること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (16)－① 今回残留基準値を設定する「フェニトロチオン」の規制対象は、フェニトロチオンのみとすること。
なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (16)－② 「その他のかんきつ類果実」に設定されているフェニトロチオンの

残留基準値について、「その他のかんきつ類果実」のうち「その他のかんきつ類果実（ぼんかんを除く。）」については、告示の日から基準値10 ppmを適用し、「その他のかんきつ類果実（ぼんかんに限る。）」については、告示の日から起算して1年を経過する日までは、「その他のかんきつ類果実」の基準値10 ppmを適用し、告示の日から起算して1年を経過した日から、基準値7 ppmを適用すること。

- (17) 今回残留基準値を設定する「フロメトキン」の規制対象は、フロメトキンのみとすること。

なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 対象外物質告示関係

今回対象外物質に追加する「発芽スイートルーピン抽出たんぱく質」とは、発芽スイートルーピン抽出たんぱく質（BLAD たんぱく質：CAS No. 1219521-95-5）とすること。

3 その他

- (1) 今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく動物用医薬品タイロシンに係る承認事項変更の承認並びに農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬キノフメリンに係る新規農薬登録並びに農薬シフルメトフェン、農薬ピリベンカルブ、農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン並びに農薬フロメトキンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

- (2) 「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に設定されている残留基準値について現行の残留基準値を削除する場合並びに残留基準値を設定又は改正する農薬等であって、「すいか」、「メロン類果実」、「まくわうり」、「みかん」、「びわ」、「もも」及び「キウイー」に残留基準値を設定しない場合、別に規定する場合を除き、「すいか（果皮を含む。）」、「メロン類果実（果皮を含む。）」、「まくわうり（果皮を含む。）」、「みかん（外果皮を含む。）」、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」、「もも（果皮及び種子を含む。）」及び「キウイー（果皮を含む。）」としてそれぞれ一律基準（0.01 ppm）を適用すること。

別紙

農薬キノフメリン（殺菌剤）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	○ 0.5	
小豆類	○ 0.4	
えんどう	○ 0.2	
キャベツ	○ 1	
カリフラワー	○ 3	
ブロッコリー	○ 3	
その他のあぶらな科野菜	○ 3	
チコリ	○ 20	
エンダイブ	○ 20	
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 20	
その他のきく科野菜	○ 20	
たまねぎ	○ 0.04	
にんにく	○ 0.04	
アスパラガス	○ 2	
その他のゆり科野菜	○ 0.04	
トマト	○ 1	
ピーマン	○ 2	
なす	○ 1	
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 0.4	
すいか（果皮を含む。）	○ 0.5	
メロン類果実（果皮を含む。）	○ 0.8	
みかん（外果皮を含む。）	○ 3	
なつみかんの果実全体	○ 3	
レモン	○ 3	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 3	
グレープフルーツ	○ 3	
ライム	○ 3	
その他のかんきつ類果実	○ 3	
りんご	○ 3	
日本なし	○ 3	
西洋なし	○ 3	
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 2	
ネクタリン	○ 2	
あんず（アプリコットを含む。）	○ 4	
すもも（プルーンを含む。）	○ 1	
うめ	○ 4	
おうとう（チェリーを含む。）	○ 10	

農薬キノフメリン（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	○ 4	
ぶどう	○ 4	
かき	○ 1	
マンゴー	○ 1	
茶	○ 50	
その他のスパイス	○ 15	
その他のハーブ	○ 0.04	
牛の筋肉	○ 0.01	
豚の筋肉	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.01	
牛の脂肪	○ 0.1	
豚の脂肪	○ 0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	
牛の肝臓	○ 0.02	
豚の肝臓	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.02	
牛の腎臓	○ 0.01	
豚の腎臓	○ 0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.01	
牛の食用部分	○ 0.02	
豚の食用部分	○ 0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.02	
乳	○ 0.01	
鶏の筋肉	○ 0.01	
その他の家きんの筋肉	○ 0.01	
鶏の脂肪	○ 0.01	
その他の家きんの脂肪	○ 0.01	
鶏の肝臓	○ 0.01	
その他の家きんの肝臓	○ 0.01	
鶏の腎臓	○ 0.01	
その他の家きんの腎臓	○ 0.01	
鶏の食用部分	○ 0.01	
その他の家きんの食用部分	○ 0.01	
鶏の卵	○ 0.01	
その他の家きんの卵	○ 0.01	
魚介類	○ 0.1	

農薬キノフメリン（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬シフルメトフェン（殺ダニ剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
かんしょ	0.01	0.01
やまいも（長いものをいう。）	0.2	0.2
てんさい	0.01	0.01
その他のきく科野菜	25	25
アスパラガス	5	5
セロリ	○ 40	
みつば	60	60
トマト	0.4	0.4
ピーマン	5	5
なす	● 1	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	0.4	0.4
メロン類果実（果皮を含む。）	0.9	0.9
その他のうり科野菜	0.5	0.5
未成熟いんげん	7	7
その他の野菜	90	90
みかん（外果皮を含む。）	● 3	5
なつみかんの果実全体	5	5
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 3	10
グレープフルーツ	● 5	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	10	10
りんご	2	2
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
マルメロ	0.4	0.4
びわ	● /	0.3
びわ（果梗 ^{こう} を除き、果皮及び種子を含む。）	● 5	/
もも（果皮及び種子を含む。）	10	10
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	10	10
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	10	10
おうとう（チェリーを含む。）	● 5	10
いちご	2	2
ぶどう	3	3

農薬シフルメトフェン(殺ダニ剤) (続き)

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
かき	2	2
その他の果実	2	2
ぎんなん	0.01	0.01
くり	0.01	0.01
ペカン	0.01	0.01
アーモンド	0.01	0.01
くるみ	0.01	0.01
その他のナッツ類	0.01	0.01
茶	○ 150	40
ホップ	10	10
その他のスパイス	● 15	20
その他のハーブ	90	90
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
はちみつ	0.05	0.05

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「びわ」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

動物用医薬品及び飼料添加物スルファキノキサリン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファクロルピリダジン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.05	0.05

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファジアジン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.07	0.07
鶏の筋肉	0.1	0.1
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.02	0.02
その他の家きんの卵	0.02	0.02
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファジミジン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後）	残留基準値 （改正前）
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.10	0.10
豚の筋肉	0.10	0.10
羊の筋肉	0.10	0.10
馬の筋肉	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。） の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.10	0.10
豚の脂肪	0.10	0.10
羊の脂肪	0.10	0.10
馬の脂肪	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。） の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.10	0.10
豚の肝臓	0.10	0.10
羊の肝臓	0.10	0.10
馬の肝臓	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。） の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.10	0.10
豚の腎臓	0.10	0.10
羊の腎臓	0.10	0.10
馬の腎臓	0.10	0.10
その他の陸棲哺乳類に属する動物（羊及び馬を除く。） の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.025	0.025
鶏の筋肉	0.10	0.10
あひるの筋肉	0.10	0.10
七面鳥の筋肉	0.10	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.10	0.10
あひるの脂肪	0.10	0.10
七面鳥の脂肪	0.10	0.10

動物用医薬品スルファジミジン（合成抗菌剤）（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.10	0.10
あひるの肝臓	0.10	0.10
七面鳥の肝臓	0.10	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.10	0.10
あひるの腎臓	0.10	0.10
七面鳥の腎臓	0.10	0.10
その他の家きん（あひる及び七面鳥を除く。）の腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.01	0.01
その他の家きんの卵	0.01	0.01

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファジメトキシシ（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.05	0.05
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	1	1
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.1	0.1

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファドキシシ（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.06	0.06

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファメトキサゾール（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
鶏の筋肉	0.02	0.02
鶏の脂肪	0.05	0.05
鶏の肝臓	0.02	0.02
鶏の腎臓	0.02	0.02
鶏の食用部分	0.02	0.02

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファモイルダプソン（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
豚の筋肉	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
豚の食用部分	0.3	0.3

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルファモノメトキシシ（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.1	0.1

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品スルフィソゾール（合成抗菌剤）

食品名	残留基準値 [※] (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.1	0.1
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.1	0.1
その他の魚介類（その他の魚類に限る。）	0.1	0.1

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

* 今改正による基準値の変更はないが、成分規格の7に規定する基準値を削除し、成分規格の6に新たに基準値を設定する。

動物用医薬品タイロシン（抗生物質）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
牛の筋肉	0.1	0.1
豚の筋肉	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.1	0.1
牛の脂肪	0.1	0.1
豚の脂肪	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.1	0.1
鶏の筋肉	0.1	0.1
鶏の脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.1	0.1
鶏の腎臓	0.1	0.1
鶏の食用部分	0.1	0.1
鶏の卵	0.3	0.3
はちみつ	○ 0.9	0.7

* 本剤は、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1 食品の部A 食品一般の成分規格の1に規定する抗生物質又は化学的合成品たる抗菌性物質に該当することから、残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、本剤を含有するものであってはならない。

農薬ピリベンカルブ（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	0.7	0.7
大豆	● 0.5	0.7
小豆類	2	2
えんどう	2	2
そら豆	2	2
その他の豆類	2	2
はくさい	10	10
キャベツ	2	2
カリフラワー	3	3
ブロッコリー	3	3
その他のあぶらな科野菜	3	3
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	40	40
その他のきく科野菜	5	5
たまねぎ	0.1	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	2	2
にんにく	0.1	0.1
にら	10	10
アスパラガス	0.5	0.5
にんじん	0.6	0.6
トマト	3	3
ピーマン	2	2
なす	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
すいか（果皮を含む。）	0.3	0.3
メロン類果実（果皮を含む。）	2	2
オクラ	2	2
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	2	2
えだまめ	2	2
その他の野菜	5	5
みかん（外果皮を含む。）	5	5
なつみかんの果実全体	● 4	5
レモン	5	5
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	5	5
グレープフルーツ	● 4	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5

農薬ピリベンカルブ（殺菌剤）（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
りんご	2	2
日本なし	● 2	3
西洋なし	● 2	3
もも（果皮及び種子を含む。）	● 2	3
ネクタリン	2	2
あんず（アプリコットを含む。）	2	2
すもも（プルーンを含む。）	5	5
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	10	10
いちご	8	8
ブルーベリー	○ 1	
ぶどう	4	4
かき	1	1
キウイー	0.2	0.2
茶	40	40
その他のスパイス	20	20
その他のハーブ	○ 30	
牛の筋肉	0.01	0.01
豚の筋肉	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.01
牛の脂肪	0.01	0.01
豚の脂肪	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	0.01
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01
牛の腎臓	0.01	0.01
豚の腎臓	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01
牛の食用部分	0.01	0.01
豚の食用部分	0.01	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01
乳	0.01	0.01
魚介類	0.04	0.04
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.2	0.2
小麦	1	1
大麦	6	6
ライ麦	6	6
とうもろこし	● 0.1	0.2
そば	6	6
その他の穀類	6	6
大豆	0.05	0.05
小豆類	0.3	0.3
えんどう	● 0.2	0.3
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	0.05	0.05
その他の豆類	0.3	0.3
ばれいしょ	● 0.03	0.05
かんしょ	● 0.03	0.05
こんにゃくいも	0.02	0.02
てんさい	○ 0.04	
さとうきび	0.1	0.1
西洋わさび	●	0.1
ごぼう	● 0.02	0.03
その他のきく科野菜	●	0.1
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	0.3	0.3
にら	○ 2	
その他のゆり科野菜	0.1	0.1
その他のせり科野菜	0.1	0.1
トマト	0.7	0.7
なす	● 0.3	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
しろうり	0.1	0.1
すいか	● /	0.01
すいか（果皮を含む。）	● 0.1	/
メロン類果実	● /	0.02
メロン類果実（果皮を含む。）	● 3	/
ほうれんそう	● 0.05	0.1
しょうが	0.1	0.1
未成熟えんどう	● 0.2	0.3

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
未成熟いんげん	0.05	0.05
えだまめ	0.5	0.5
しいたけ	0.02	0.02
その他の野菜	0.5	0.5
みかん	● /	0.05
みかん（外果皮を含む。）	● 7	/
なつみかんの果実全体	3	3
レモン	10	10
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 7	10
グレープフルーツ	● 3	10
ライム	10	10
その他のかんきつ類果実	● 注) /	10
その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）	○ 注) 10	/
その他のかんきつ類果実（ぽんかんに限る。）	● 注) 7	/
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.3	0.3
西洋なし	0.3	0.3
もも	● /	0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	● 4	/
ネクタリン	0.05	0.05
あんず（アプリコットを含む。）	0.05	0.05
すもも（プルーンを含む。）	0.02	0.02
うめ	0.2	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	● 0.2	0.3
いちご	○ 6	5
ぶどう	● 0.1	0.2
かき	● 0.7	0.8
その他の果実	1	1
ごまの種子	7	7
その他のオイルシード	7	7
ぎんなん	0.05	0.05
くり	● 0.02	0.03
くるみ	0.05	0.05
茶	0.1	0.1
その他のスパイス	○ 40	25
その他のハーブ	0.1	0.1

農薬及び動物用医薬品フェニトロチオン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.05	0.05
豚の筋肉	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05
牛の脂肪	0.05	0.05
豚の脂肪	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.05
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	0.01	0.01
鶏の筋肉	0.05	0.05
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05
鶏の脂肪	0.4	0.4
その他の家きんの脂肪	0.4	0.4
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	0.05	0.05
その他の家きんの卵	0.05	0.05
魚介類	0.3	0.3
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

* 「すいか」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「すいか（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「メロン類果実」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「メロン類果実（果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「みかん」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「みかん（外果皮を含む。）」として残留基準値を設定する。

* 「もも」に設定されている残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「もも（果皮及び種子を含む。）」として残留基準値を設定する。

注) 「その他のかんきつ類果実」について、「その他のかんきつ類果実」のうち「その他のかんきつ類果実（ぽんかんを除く。）」については、告示の日から基準値10 ppmを適用し、「その他のかんきつ類果実（ぽんかんに限る。）」については、告示の日から起算して1年を経過する日までは、「その他のかんきつ類果実」の基準値10 ppmを適用し、告示の日から起算して1年を経過した日から、基準値7 ppmを適用する。

農薬フロメトキン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.1	0.1
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	5	5
はくさい	2	2
キャベツ	0.5	0.5
ケール	○ 5	
こまつな	○ 5	
きょうな	○ 5	
チンゲンサイ	○ 5	
カリフラワー	6	6
ブロッコリー	6	6
その他のあぶらな科野菜	○ 5	
チコリ	○ 3	
エンダイブ	○ 3	
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 4	
その他のきく科野菜	40	40
たまねぎ	0.05	0.05
ねぎ（リーキを含む。）	1	1
にんにく	0.05	0.05
にら	6	6
アスパラガス	0.7	0.7
わけぎ	2	2
トマト	2	2
ピーマン	2	2
なす	1	1
その他のなす科野菜	5	5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
すいか（果皮を含む。）	0.7	0.7
ほうれんそう	2	2
未成熟いんげん	○ 1	
その他の野菜	○ 0.02	
みかん（外果皮を含む。）	0.7	0.7
なつみかんの果実全体	1	1
レモン	● 0.3	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	● 0.7	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	● 0.3	1
その他のかんきつ類果実	1	1
もも（果皮及び種子を含む。）	○ 0.6	

農薬フロメトキン（殺虫剤）（続き）

食品名	残留基準値* (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
いちご	2	2
ぶどう	○ 1	
マンゴー	0.5	0.5
茶	○ 40	5
その他のスパイス	3	3
その他のハーブ	25	25
はちみつ	○ 0.05	

* 残留基準値の欄が空欄の食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

- ※ ○:基準値を引き上げる品目等(施行期日:告示の日)
●:基準値を引き下げる品目等(施行期日:告示の日から起算して1年を経過した日)

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプリコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。